

「G20諸国の貿易措置に関するWTO報告書（第12版）」 （概要）

平成26年11月7日
経済局国際貿易課

11月6日、世界貿易機関（WTO）は「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第12版）」（注）を公表したところ、ポイント次のとおり。

- G20諸国が導入した貿易制限措置は、前回調査時と同様のペースで増加（月平均18.6件）。
- 一方、貿易自由化措置は79件導入され、対象となる製品の輸入額は同期間に導入された貿易制限措置の3倍。
- 貿易制限措置の件数は増加しているが、伸びは緩やか。WTOを中心とする多角的貿易体制が保護主義を有効に抑止している。
- 世界貿易の成長率を押し上げるためには、貿易制限措置の撤廃と多角的な貿易自由化の更なる進展が必要。

（注）「G20諸国の貿易措置に関する報告書」

- （1）2008年の世界金融危機以降に導入された貿易制限措置を監視するため、2009年以降、約半年ごとにWTOが作成している。今回の報告書は、2014年5月中旬から10月中旬までの約5か月間に導入された措置を対象とする第12版。
- （2）本報告書が対象とする措置は、G20各国の通報に基づきWTO事務局が選択したものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。また、今回は我が国による措置は報告されていない。

報告書の概要

- （1）2008年のリーマン・ショック以降G20諸国が導入した貿易制限措置（ダンピング防止措置、相殺措置、セーフガード措置等）のうち現在も維持されている措置は962件に増加しており（昨年比12%増）、調査期間における新規導入措置数（93件）も前回と比べてほぼ横ばいのペース（月平均18.6件）。保護主義を抑止するというG20のコミットメントとは異なる結果となっている。
- （2）一方で、貿易自由化措置も同期間に79件導入され、当該措置は3700億米ドルの輸入を対象としている（新たな貿易制限措置が対象とする1180億米ドルの輸入の約3倍）。
- （3）また、過去の経済危機の際の対応に比較すれば、貿易制限措置の導入の勢いは弱く、WTOを中心とする多角的貿易体制が保護主義の防波堤として有効に機能していることを示しているといえる。
- （4）世界貿易の成長率は、期待以下に鈍化しており、2014年の世界貿易の成長率は依然として低い見通し（4.7%から3.1%に下方修正（本年9月）。過去20年の平均は5.3%）。貿易制限措置の撤廃と多角的な貿易自由化の更なる進展が望まれる。

（了）